

令和8年6月15日 開会

令和8年 第2回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

選 第 1 号	枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙	・・・	1頁
選 第 2 号	枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙	・・・	2頁
選 第 3 号	枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の選任について	・・・	3頁
報告第 2 号	令和 7 年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費の繰越 計算書について	・・・	5頁
報告第 3 号	専決事項の報告について	・・・	8頁
	専決第 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	・・・	9頁
議案第 6 号	枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について (議選による者)	・・・	11頁
議案第 7 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例 の一部改正について	・・・	12頁
議案第 8 号	財産(水槽付消防ポンプ自動車)の取得について	・・・	16頁

選第1号

枚方寝屋川消防組合議会議長の選挙

本消防組合議会議長の選挙を、枚方寝屋川消防組合同規約（昭和48年枚方寝屋川消防組合同規約第10号）第7条第1項の規定により行うものとする。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合議会

臨時議長

選第2号

枚方寝屋川消防組合議会副議長の選挙

本消防組合議会副議長の選挙を、枚方寝屋川消防組合同規約（昭和48年枚方寝屋川消防組合同規約第10号）第7条第1項の規定により行うものとする。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合議会

議 長

選第3号

枚方寝屋川消防組合議会運営委員会委員の選任について

本消防組合議会運営委員会委員の選任を、枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例（令和3年枚方寝屋川消防組合条例第7号）第6条の規定により行うものとする。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合議会

議 長

報告第2号

令和7年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和7年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

令和7年度枚方寝屋川消防組合予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 消防費	1 消防費	消防車両整備事業	113,091,000	113,091,000
		大阪府衛星無線等再整備事業	4,370,000	4,370,000
合		計	117,461,000	117,461,000

(単位:円)

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
-	19,032,000	-	79,000,000	-	15,059,000
-	-	-	4,300,000	-	70,000
-	19,032,000	-	83,300,000	-	15,129,000

報告第3号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

- | | | | |
|---|------|----------------------|----|
| 1 | 専決事項 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて | 1件 |
|---|------|----------------------|----|

専決第2号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をする。

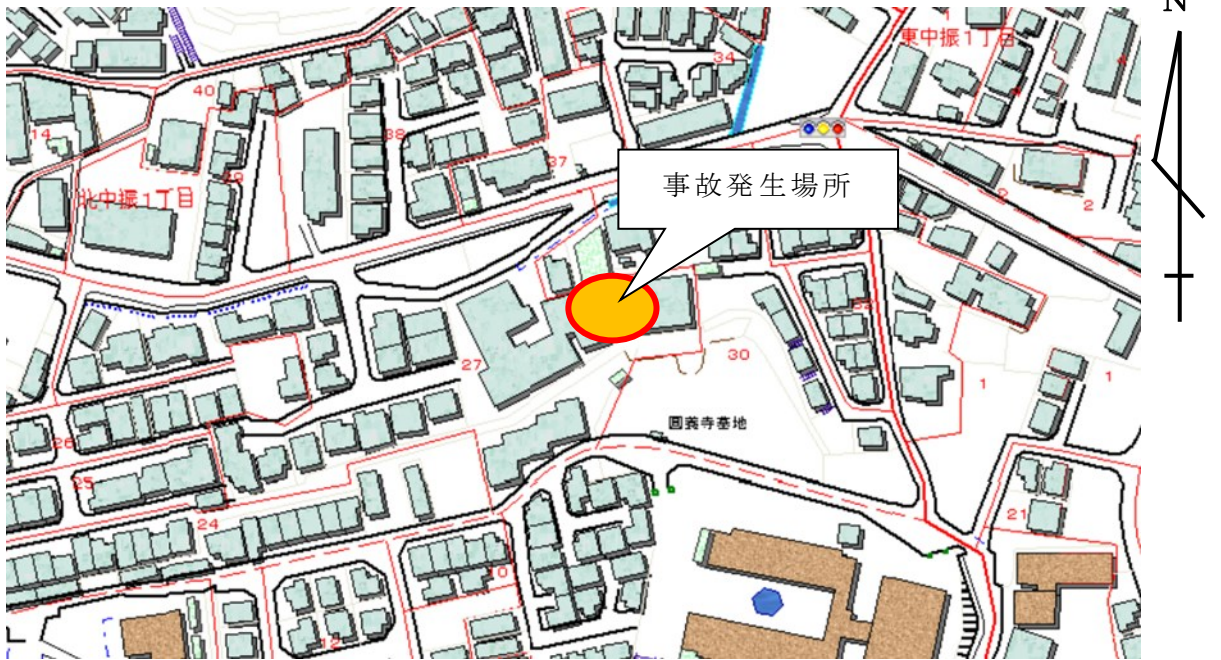
令和8年6月1日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

- 1 賠償の額 金 44,000 円
- 2 和解及び賠償の相手方 大阪府吹田市所在の法人
- 3 事件の内容 令和8年3月12日（木）20時30分頃、枚方市北中振1丁目付近建物において通報を受け活動中に、地下1階共用廊下部天井の点検口の石膏ボードを踏み抜き破損させたもの。
- 4 和解の内容
 - (1) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額として金44,000円を支払う。
 - (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。

附近見取図



事故の状況



議案第6号

枚方寝屋川消防組合監査委員の選任の同意について

次の者を本消防組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

1 同意を求める者（組合議員の中から選任する者）

住 所

氏 名

生年月日

議案第7号

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の 一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

- 1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を見直すため。
- 2 勸奨退職制度を廃止するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年枚方寝屋川消防組合条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表の左欄第 3 号中「勸奨を受けて退職」を「規則で定める基準に該当する退職を」に改める。

第 5 条第 1 項の表の左欄第 6 号中「勸奨を受けて退職」を「規則で定める基準に該当する退職を」に改める。

第 5 条の 3 中「退職した者」の次に「（規則で定める者に限る。）」を加える。

第 5 条の 5 を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号 参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者でその者の非違によることなく規則で定める基準に該当する退職をしたものであつて任命権者が管理者の承認を得たもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 25年以上勤続した者でその者の非違に</p>	<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者でその者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものであつて任命権者が管理者の承認を得たもの</p> <p>2 [略]</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 25年以上勤続した者でその者の非違に</p>
<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 25年以上勤続した者でその者の非違に</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 25年以上勤続した者でその者の非違に</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>よることなく規則で定める基準に該当する退職をしたものであつて任命権者が管理者の承認を得たもの</p>	<p>よることなく勲奨を受けて退職したものであつて任命権者が管理者の承認を得たもの</p>
<p>2 [略]</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、任命権者が指定する日に退職した者（規則で定める者に限る。）で、その年齢が退職した日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>[削る]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、任命権者が指定する日に退職した者_____で、その年齢が退職した日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、任命権者の承認を得たものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>(勲奨の要件)</p> <p>第5条の5 <u>勲奨を受けて退職した者に係る当該勲奨は、その事実について、管理者が定めるところにより、記録が作成されたものでなければならぬ。</u></p>

議案第8号

財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

- | | |
|---------|---|
| 1 取得物件 | 水槽付消防ポンプ自動車 3台 |
| 2 契約先 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 高岡 雄二 |
| 3 取得金額 | 金 148,170,000円
(内消費税及び地方消費税の額 13,470,000円) |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札による |